

# 負担調整措置のあり方について (前回の議論を踏まえた追加資料等)



令和4年7月12日

総務省自治税務局固定資産税課

## 昨年度の主な議論及び更なる検討に向けたデータ・資料について

○ 昨年度の研究会において、**現在の商業地等に係る負担調整措置について、据置ゾーンの存在により評価額と税負担の逆転現象が生じる点が問題**であり、見直す場合の案として、主に、以下のような意見が出された。

- ・ 市町村の税収確保のため、70%に収斂させるべき。
- ・ 都市部への対応として、現行の条例減額制度を活用すべき。
- ・ 据置ゾーン廃止は影響が大きく、慎重な検討が必要。
- ・ コロナの影響もあり、見直しには一定の期間を置くべき。

○ そのうえで、**更に検討・分析すべき事項としては、以下のような指摘がなされた**ところ。

### 検討事項①

○ **負担調整措置によって負担が軽減されている土地について、納税義務者の区分(個人／法人)などを具体的に検証していく必要があるのではないか。**

- ➡ 東京都における負担水準別の課税標準額(エリア別、個人・法人別) 資料2
- ・ 神戸市における負担水準別の課税標準額(エリア別、中小・大企業別) 資料3

### 検討事項②

○ **納税義務者の区分(個人／法人)によって異なる負担調整措置とすることを検討してもよいのではないか。個人や、老舗・零細な企業に対しては、軽減措置を講じるという方法もあるのではないか。**

- ➡ 東京都における小規模非住宅用地や個人等に対する軽減措置 資料4
- ・ 納税者の区分(法人・個人等)による負担軽減措置の例について 資料5

## 昨年度の主な議論及び更なる検討に向けたデータ・資料について

### 検討事項③

- **人が集まる地域と、人が住まない地域に分かれていくことが考えられ、地価の動向が複線化する。地価が全国一律に上がる・下がるという一定の傾向を持つことは考えづらく、両方のケースが存在することを考えた制度設計が必要となるのではないか。**



・令和4年度における負担水準の状況等

資料6

・一人当たり税収額(都道府県別)の推移

資料7

・商業地・住宅地の税収の推移(全国計・主要都市別)

資料8

### 検討事項④

- **地域の状況に応じて、負担調整措置の水準を自治体独自に決定できるようにすることの是非も検討すべきではないか。**
- 一方で、条例による減額措置などの独自の減収額については、現行は地方交付税で措置されることは無く、自治体の負担となるため、**交付税制度との関係も考慮する必要があるか。**



・地方交付税の算定方法について

資料9